

2026年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催概要

【学習目標】

1. 高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得する。
2. 受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、または講師等となるために必要な研修プログラムの作成方法や、相談・教育技術を習得する。
3. 地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築する。

【開催方法】

- ・講義（オンデマンド配信研修） 2026年8月19日～2027年3月19日
- ・講義・演習（Zoomによるリアルタイム研修） 2026年11月10日10時00分～17時00分
2026年12月22日13時30分～17時00分

【受講要件】

- (1)・(2)のいずれかを満たす者
- (1) 介護施設等に勤務する看護師で、看護の指導的立場にある者
 - (2) 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」の企画・立案への参画や講師などが期待できる看護職（准看護師を除く）
- ※過去に都道府県で開催の「看護実務者研修」を受講していることが望ましい

【受講料】

1人50,000円（税込・資料および参考テキスト代含む）

【プログラム】

講義（オンデマンド配信研修）		
配信期間：8月19日（水曜日）～3月19日（金曜日）		
時間（分）	内容	講師（所属等）
30	<ul style="list-style-type: none"> ●「看護指導者養成研修」の位置づけ ●介護保険制度と看護職の役割① <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を取り巻く社会環境の理解 ・地域包括ケアシステムにおける介護保険施設の役割 ・介護保険制度の基本 ●介護保険制度と看護職の役割② <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等における看護職員の役割 ・生活の場で提供する看護の特徴 ・尊厳の保持と自立支援（高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化） ・組織の理解と多職種による支援 	菊地 沙織 （厚生労働省老健局高齢者支援課老人介護専門官）
45	<ul style="list-style-type: none"> ●養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための取組み <ul style="list-style-type: none"> ・虐待発生の要因と防止 ●身体的拘束等の廃止に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束廃止・防止に向けた方針/身体拘束を必要としないための3つの原則 ・虐待防止検討委員会の体制整備 	杉浦 淑美 （医療法人社団三和会介護老人保健施設ジェロントピア菊華 看護師長）
45	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の心身の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の心身の特徴とフィジカルアセスメント ・高齢者によくみられる疾患 ●認知症高齢者の理解と看護 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の医学的理解 ・認知症の人の生活のアセスメントと支援 ・認知症の人の家族の理解と支援 	松本 佐知子 （日本赤十字看護大学さいたま看護学部 准教授/老人看護専門看護師）

45	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の尊厳ある生活を支える看護①：権利擁護と意思決定支援 <ul style="list-style-type: none"> ・尊厳の保持と権利擁護の考え方 ・意思決定支援 ・自己決定と尊厳を守るケア ●利用者の尊厳ある生活を支える看護②：看取りケア <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の看取り期の特徴 ・多職種連携による看取りケア ・看取り期における家族支援 ●意思決定支援・看取りケアに関する職員等の育成のポイント 	中川 真奈美 (社会福祉法人 栄和会介護老人保 健施設あつべつ 副施設長/老人看 護専門看護師)
45	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の安全な生活を支える看護①：事故防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・介護事故防止のためのケア ・介護事故防止のための体制整備と事故発生時の対応 ●事故防止に関する職員等の育成のポイント 	中川 真奈美 (前掲)
45	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の安全な生活を支える看護②：急変時対応 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の急変時の特徴と観察の視点 ・急変時の対応と医療機関との連携 ●所属施設や地域における相談・教育のポイント 	松本 佐知子 (前掲)
45	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の安全な生活を支える看護③：感染管理対策 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内における感染管理体制整備と教育 ・高齢者の特性に沿った観察と対応 ●感染管理対策に関する職員等の育成のポイント 	三浦 利恵子 (関西医科大学・ 香里病院 副師長/ 感染管理認定看護 師)
45	<ul style="list-style-type: none"> ●介護施設等における看護の人材育成①：求められる能力 <ul style="list-style-type: none"> ・成人学習の特徴 ・目指す看護職員像と求める能力 ・介護施設等における生涯学習支援 	山崎 尚美 (四天王寺大学看 護学部長/老年看 護学領域教授)
90	<ul style="list-style-type: none"> ●介護施設等における看護の人材育成②：研修の企画・立案 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体で開催する「看護実務者研修」の概要 ・看護指導者に求められる役割 ・研修の企画・運営～実施までのプロセス ・プログラム立案のプロセス (企画立案～) ・研修運営の実際 (広報、応募、講師交渉を含む) ・研修の評価、報告書作成 	山崎 尚美 (前掲)

講義・演習 (Zoomによるリアルタイム研修)		
1日目：11月10日(火曜日)10時00分～17時00分		
時間(分)	内容	講師
10:00～10:10 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ●オリエンテーション ●リアルタイム研修のガイダンス 	研修担当者
10:10～10:40 (30)	講義) <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の権利擁護の視点から (法的側面) 	児玉 安司 (新星総合法律 事務所)
10:40～11:30 (50)	講義) <ul style="list-style-type: none"> ●地域における権利擁護等の情報共有・連携とネットワーク構築の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアにおける他施設・多職種との連携 ・職員や家族からの相談支援に必要な技術 ●情報共有・連携に関する職員等の育成のポイント 	三浦 雅美 (社会福祉法人 恩賜財団済生会 姫原特別養護老 人ホーム 施設 長)
11:30～12:30	昼休憩	

12:30～14:00 (90)	演習) ●演習オリエンテーション・演習支援者の紹介 ●アイスブレイク・自施設の課題を含んだ自己紹介 ●課題解決に向けた取組み等についての意見交換 ●「近隣施設合同研修」企画について ●企画に向けた意見交換(ねらいや企画時のポイントなど)	演習支援者
14:00～16:00 (120)	演習) ●研修の企画・プログラム立案① ・ワークシートを活用し、各自で企画および研修プログラムを立案する	演習統括 山崎 尚美 (前掲) 演習支援者
16:00～16:10	休憩	
16:00～16:20 (20)	実践報告) ●看護指導者養成研修受講後の活動の実際 (近隣施設と合同で行う研修への参画 or 「看護実務者研修」への参画)	検討中
16:20～16:30 (10)	講義) ●介護施設等の看護職に期待されること ・受講者への期待	田母神 裕美 (公益社団法人日本看護協会 常任理事)
16:30～16:50 (20)	演習) ●研修の企画・プログラム立案② ・報告・講義を受け企画・プログラムへ反映する	演習支援者
16:50～17:00 (10)	●研修2日目に向けて実施すること	研修担当者

個人ワーク 11月11日以降、12月23日までの期間 ※課題は12月1日提出が切

演習 (Zoomによるリアルタイム研修)		
2日目: 12月22日(火曜日) 13時30分～17時00分		
時間(分)	内容	講師
13:30～13:40 (10)	●オリエンテーション	研修担当者
13:40～15:40 (120)	演習) ●立案した研修企画・プログラムについてグループ内で発表 ●全体共有	演習統括 山崎 尚美 (前掲) 演習支援者
15:40～16:40 (60)	演習) ●地域でのネットワーク構築推進に向けた情報提供や意見交換 ●全体共有	演習支援者 田口 将人(医療法人 和光会顧問)
16:40～17:00 (20)	●演習統括まとめ ●演習支援者の講評	演習統括 山崎 尚美 (前掲) 演習支援者

2026年度「介護施設等における看護指導者養成研修」開催要項 （「高齢者権利擁護等推進事業」看護指導者養成研修 該当研修）

1. 目的

本研修は、高齢者権利擁護等推進事業実施要綱（以下実施要綱）に定める「介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業」における「看護指導者養成研修」（3（1）イ（イ）a）として、「受講者が従事する介護施設等での実践、研修及び各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師等となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する」ことを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人日本看護協会

（実施要綱において、「看護職員研修については、都道府県は、地域の実情に応じ、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認められた組織に委託することができるものとする。」とされており、厚生労働省からの協力依頼を受け本研修を実施する。）

3. 都道府県からの委託について

5の各都道府県主管部局からの申込書の提出をもって委託の依頼とし、受講決定通知をもって受託とする。

なお、申し込みを行う都道府県が、委託契約にあたり別途書面を求める場合は、都道府県指定の書式において委託契約の取り交わしを行うこととする。

4. 研修概要

別添1

5. 受講者の決定

1) 都道府県による推薦

各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）において、以下の受講要件を満たす推薦者を決定する。推薦者が複数の場合は、推薦順位を付す。推薦者の選定については、実施要綱に基づき都道府県看護協会及び介護保険施設関連団体等の都道府県支部と十分な連携を図る。

【受講要件】

介護施設等の看護実践における十分な知識や技術を有しており、かつ(1)・(2)のいずれかを満たす者

- (1) 介護施設等に勤務する看護職（准看護師を除く）で、看護の指導的立場にある者
- (2) 研修修了後に、各都道府県で開催される「看護実務者研修」の企画・立案への参画や講師などが期待できる看護職（准看護師を除く）

※過去に都道府県で開催の「看護実務者研修」を受講していることが望ましい

2) 申し込み

各都道府県主管部局は、所定の「申込用紙」（別添2）に必要事項を記載の上、応募期間内（6月8日～6月26日）にメールで提出する。

3) 受講決定および通知

日本看護協会において申込書に基づき、受講要件を満たす者について受講決定を行う。応募期間終了後、1か月以内に各都道府県主管部局（高齢者保健福祉担当）及び被推薦者本人へ受講通知（採否通知）を送付する。受講決定者には併せて受講案内を送付する。

なお、応募者多数の場合は、各都道府県の推薦順位に基づき選定する。

6. 定員

100名

7. 委託料

1人50,000円（税込・資料および参考テキスト代含む）

※受講決定通知をもって受託となり、受託以降は、受講状況および修了の如何に関わらず発生するものとする。

8. 研修修了証の発行

本研修のすべてのプログラムを受講した場合、日本看護協会長名による研修修了証を発行する。